

【追加資料】 財政用語の説明

* 普通会計

市の会計は、法律により、一般会計と特別会計と企業会計に分かれます。

一般会計：市の主な収入源である税金を財源として通常行うべき行政サービスを行うための会計

特別会計：特定の財源をもって、特定の目的の事業を行うために設置できる会計で、介護保険会計や下水道事業会計などがあります。

企業会計：公営企業として設置できる病院や水道事業の会計

特別会計の設置は、それぞれの市が条例で行いますが、本来、一般会計で処理できる行政事務的なものも、特別会計として設置されることもあります。そこで、国が全国の市を比較検討できるようにするために『普通会計』という考え方をつくり、一般会計と、特別会計のうち一般行政的な事業のものを合わせて『普通会計』といいます。

* 経常収支比率

(算式) 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100

財政の弾力性を示すための指標で、毎年経常的に入ってくる市税等の一般財源のうち、何パーセントを、人件費や事務費、委託費など、毎年決まった経常的な費用に使っているかを示したもので、市では75%程度以下が健全とされていましたが、近年の全国的な財政難でこの数値は悪化しているのが現状です。

* 経常一般財源比率

(算式) 経常一般財源収入額 ÷ 標準財政規模 × 100

市が標準的な状況で収入すると期待される一般財源の規模と、現実に収入する一般財源を比較することにより、歳入構造の弾力性を判断する指標です。100を超える部分が高い程一般財源に余裕があると言われています。

* 地方交付税

地方自治体間の収入の格差を少なくするため、国が地方自治体に交付する資金です。国税の一部を財源として、一定の計算方式で求めて各市に交付されます。市によっては、一般財源の大きな部分を占めるものとなります。

* 財政力指数

(算式) 過去3年間の(基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額)の合計 ÷ 3

その市の財政力を示すもので、基準財政収入額(市税等の75%に地方譲与税などを加えたもの)を基準財政需要額(標準的な行政活動を行うのに必要な額)で割った数値の、過去3年の平均値です。指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることを意味しています。なお、これが1を超える団体は、先ほどの地方交付税(普通交付税)が交付されない不交付団体となります。

*** 人件費比率**

普通会計における人件費の総額（一般職及び特別職の給料、手当、共済費等すべての人件費）が、歳出総額に占める割合を示したものです。

*** 積立金現在高**

一般会計や特別会計とは別に、いわゆる貯えとして、積み立てておく基金というものがありますが、普通会計における基金の積立金の現在高を示したものです。

なお、基金は、非常時等のために何にでも使うことができる『財政調整基金』のほか、特定の目的のために積み立てる『特定目的基金』が多数あります。

*** 地方債現在高**

普通会計における、市の借金の残高を示したものです。借金は、主に長期的に市民に利用していただく、道路や、公共施設等の建設費用の一部に充てるため行うもので、毎年度元金及び利子を返済していきませんが、これは借金の元金分の残高を示したものです。